

第3次川根本町地域福祉計画

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、地域でのつながりが希薄化する等、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。また、福祉施策に対するニーズも多様化・複雑化しています。このような変化の中で、年齢や障がいの有無等にかかわらず、町民だれもが川根本町に誇りを持ち、安全で安心して住み続けることができる地域の実現を目指し、町民や地域のボランティア等の参画を得ながら、様々な地域課題を明らかにし、解決に向けた施策を展開していくことが求められています。



この度、平成29年度から33年度までの5年間を計画期間とする第3次川根本町地域福祉計画を策定いたしました。本計画は、「ぬくもりとふれあい だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり」を基本理念とし、「共に支え合う地域づくり」「福祉サービスを利用しやすい環境づくり」「生活を支える基盤づくり」の3つ基本目標として掲げるものです。川根本町総合計画をはじめ関連する計画と整合性を図りながら、個々の計画では対応することが困難な課題に「地域」という視点から取り組み、本計画の基本理念、また、まちの将来像である「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」を実現していきます。

また、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、福祉は与えるもの、与えられるものというように「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分ら石工活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現に向けても取り組んでいきます。

地域福祉の更なる実現に向けて、町民の皆様、関係団体の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました「川根本町保健、福祉サービス推進協議会」の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

川根本町長 鈴木敏夫

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
第2章 川根本町の現状	4
1. 人口の状況.....	4
2. 子どもの状況.....	9
3. 高齢者の状況.....	10
4. 障がいのある人の状況.....	12
5. 外国人の状況.....	13
6. その他支援の必要な人などの状況.....	14
7. 地域福祉活動の状況.....	15
第3章 地域福祉計画の基本理念と基本目標	16
1. 地域福祉計画の基本理念.....	16
2. 地域福祉計画の基本目標.....	16
3. 地域福祉計画の体系.....	17
第4章 地域福祉推進のための施策	18
基本目標1：共に支え合う地域づくり.....	18
基本施策（1）地域福祉に関する意識の醸成.....	18
基本施策（2）地域で支え合う体制の構築.....	19
基本施策（3）地域を支える担い手づくり.....	22
基本目標2：福祉サービスを利用しやすい環境づくり.....	23
基本施策（4）福祉サービスの充実.....	23
基本施策（5）福祉サービス利用の促進.....	25
基本目標3：生活を支える基盤づくり.....	26
基本施策（6）安心して暮らせる環境の整備.....	26
基本施策（7）生活しやすい環境の整備.....	27
第5章 計画の推進にあたって	28
1. 計画の推進体制.....	28
（1）庁内における推進体制.....	28
（2）住民の参画による推進.....	28
（3）県などとの連携.....	28
2. 計画の点検・評価.....	28
資料編	29
1. 川根本町保健、福祉サービス推進協議会 本部会 委員名簿.....	29
2. 川根本町保健、福祉サービス推進協議会 委員名簿.....	30
3. 用語解説.....	32

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

川根本町では、平成24年3月に「ぬくもりとふれあい だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり」を基本理念とした川根本町地域福祉計画を改定し、地域福祉に関する施策を推進してきました。しかし、少子高齢化や人口減少の進行、単身世帯の増加やライフスタイルの変化などにより、地域における社会的なつながりが希薄化するなど、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。また、生活困窮や自殺などをはじめとする住民が日常生活で抱える問題も多岐にわたっており、福祉に対する住民のニーズは複雑化・多様化しています。そのため、行政の制度による画一的なサービス提供だけでは住民の福祉ニーズに対応できない状況にあるといえます。

今後は、住民ができることは自分で行う「自助」、近隣の助け合いなどによる「互助」、ボランティア団体などの相互扶助による「共助」、そして自助・互助・共助を支え、活かす、行政による「公助」という考え方に基づいた、地域に住むだれもが主体的にまちづくりに参画する地域福祉の展開が必要となります。

- 自分でできることは自分で行う
- ・自らの健康管理 など

自助

- 近隣の助け合い
- ・家族による助け合い
- ・地域での見守り活動 など

互助

- ボランティア等による相互扶助
- ・地域のボランティア団体等の活動
- ・民生・児童委員の活動 など

共助

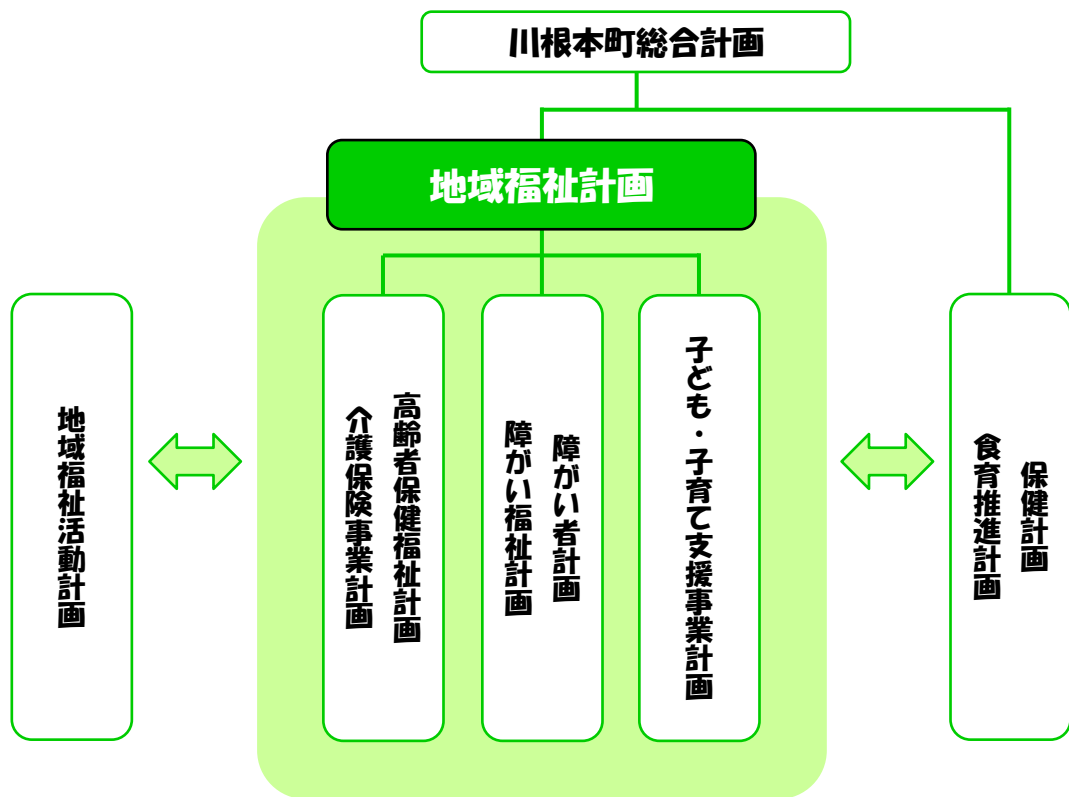
- 行政による公的なサービス
- ・各種生活支援サービス
- ・人権擁護 など

公助

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、本町における地域福祉の方向性及び指針を定めるものです。

「川根本町総合計画」を上位計画とし、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「保健計画・食育推進計画」をはじめとするその他庁内関連計画や地域福祉活動計画と整合を図りながら推進していきます。



3. 計画の期間

本計画の期間は平成29年度を初年度として、平成33年度までの5年間とします。ただし、国や県の動向を踏まえ、社会情勢が大きく変化した際には必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

■ 計画の期間

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
地域福祉計画	第3次川根本町地域福祉計画					次期
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	→	第8次及び第7期計画			第9次及び第8期計画	
障がい者計画 障がい福祉計画	→	第4次及び第5期計画			第5次及び第6期計画	
子ども・子育て支援事業計画	第1次計画			第2次計画		
保健計画 食育推進計画	第2次計画					→

第2章 川根本町の現状

1. 人口の状況

(1) 総人口

国勢調査によると、川根本町の人口は年々減少傾向にあり、平成7年から平成27年の20年間で約3,500人減少し、平成27年では7,192人となっています。

また、一般世帯数についても減少傾向にあり、平成7年から平成27年の20年間で約500世帯減少し、平成27年では2,878世帯となっています。

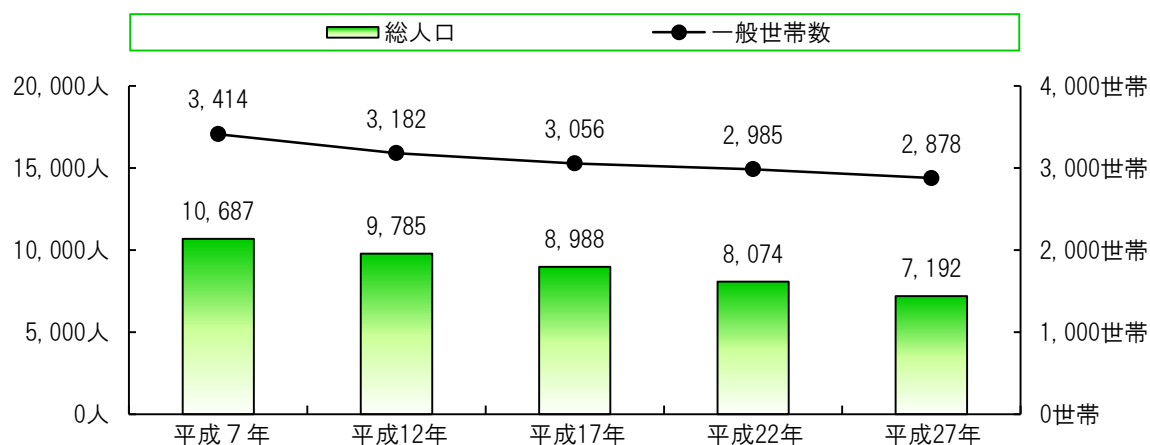
■ 総人口・一般世帯数と増加率の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	10,687人	9,785人	8,988人	8,074人	7,192人
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
年少人口 (0～14歳)	1,463人 13.7%	1,217人 12.4%	907人 10.1%	697人 8.6%	535人 7.4%
生産年齢人口 (15～64歳)	6,285人 58.8%	5,250人 53.7%	4,565人 50.8%	3,969人 49.2%	3,335人 46.4%
老年人口 (65歳以上)	2,939人 27.5%	3,318人 33.9%	3,516人 39.1%	3,407人 42.2%	3,321人 46.2%
人口増加率	-3.95%	-8.44%	-8.15%	-10.17%	-10.92%
一般世帯数	3,414世帯	3,182世帯	3,056世帯	2,985世帯	2,878世帯
一般世帯増加率	0.74%	-6.80%	-3.96%	-2.32%	-3.58%

※不詳者がいるため、総人口と内訳の合計が一致しないことがある

資料：国勢調査

■ 総人口・一般世帯数の推移

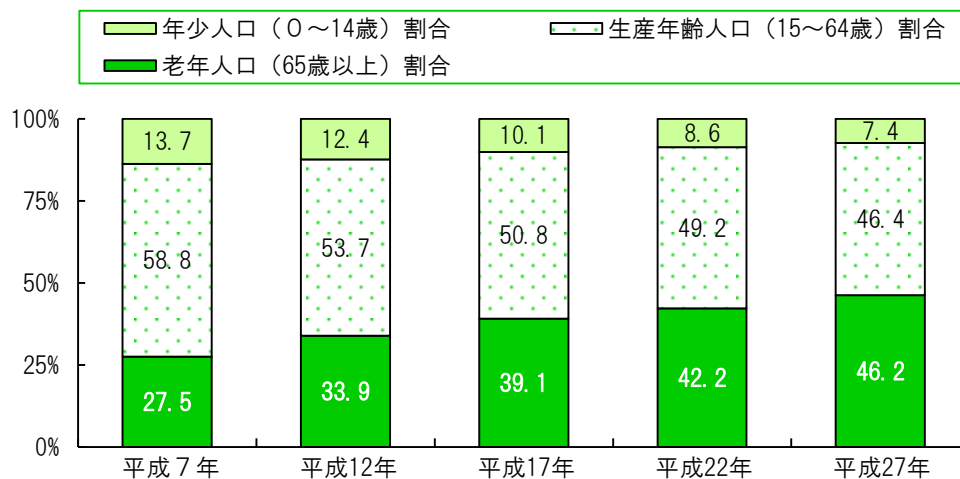


資料：国勢調査

(2) 年齢3区分率

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（0～14歳）割合と生産年齢人口（15～64歳）割合が減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）割合は増加傾向にあり、平成27年の高齢化率は46.2%となっています。

■ 年齢3区分別人口割合の推移



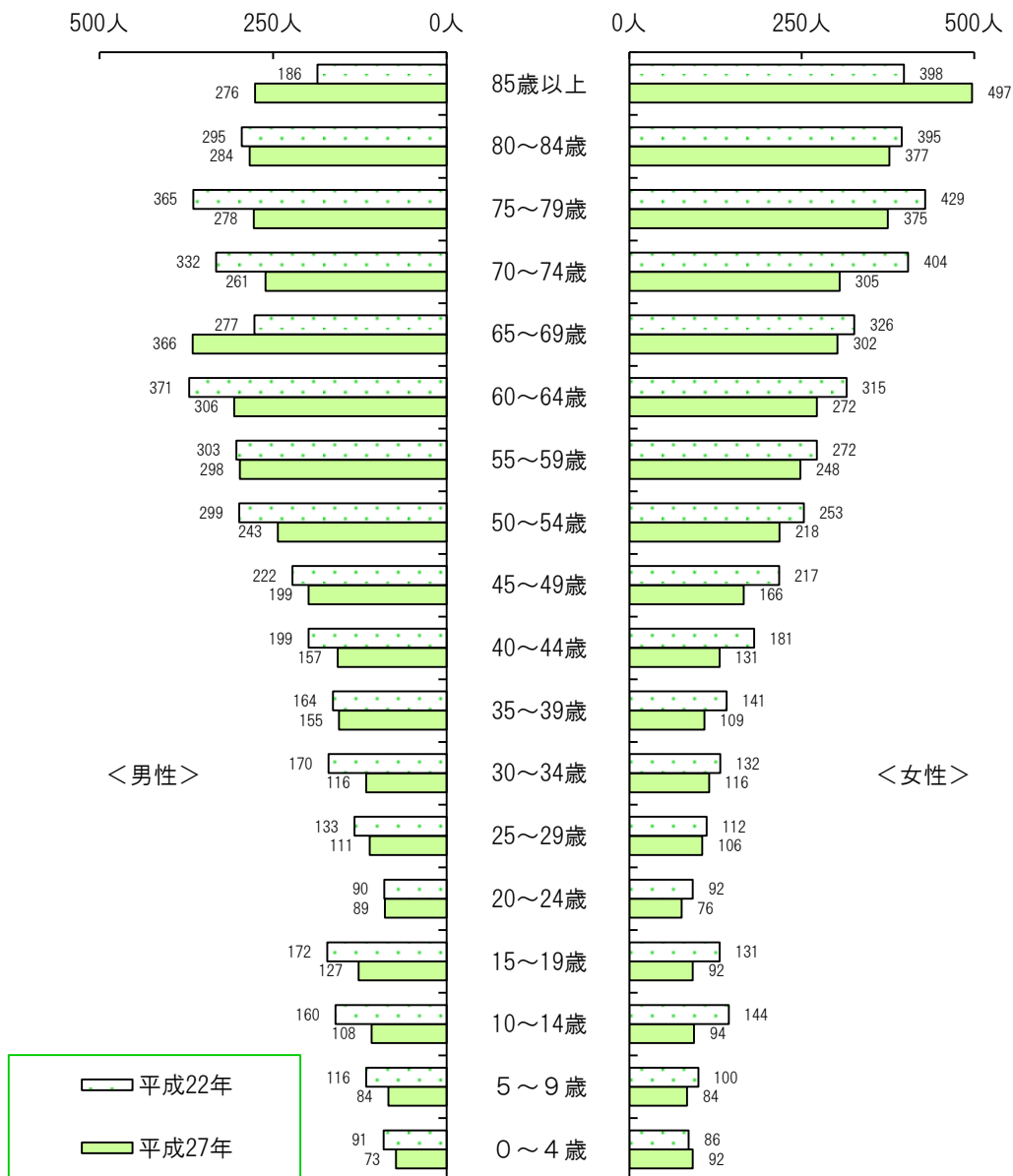
資料：国勢調査



(3) 人口ピラミッド

平成22年と平成27年の人口ピラミッドをみると、ほぼすべての年齢階級において人口の減少がみられます。

■人口ピラミッド



資料：国勢調査

(4) 人口動態

人口動態をみると、自然動態、社会動態ともに減少傾向にあり、平成27年では233人の減少となっています。

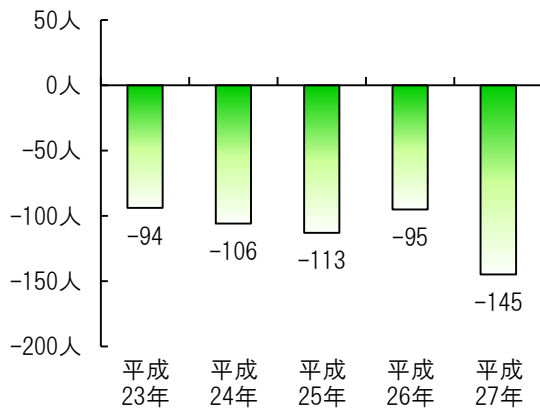
■人口動態の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人口増減	-223人	-145人	-170人	-154人	-233人
自然動態増減	-94人	-106人	-113人	-95人	-145人
出生	40人	33人	28人	39人	17人
死亡	134人	139人	141人	134人	162人
社会動態増減	-129人	-39人	-57人	-59人	-88人
転入	121人	224人	182人	183人	175人
転出	250人	263人	239人	242人	263人

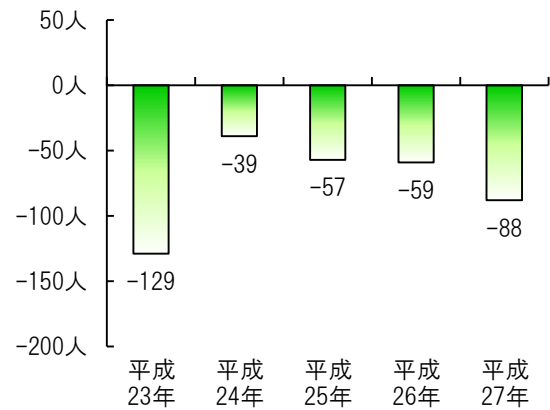
※平成24年以降は外国人の動態を含む

資料：住民基本台帳

■自然動態の推移



■社会動態の推移



※平成24年以降は外国人の動態を含む

資料：住民基本台帳

(5) 一般世帯数

一般世帯数をみると、一般世帯は減少傾向にあり、平成27年では2,878世帯となっています。一方、単独世帯は増加傾向にあり、平成27年では859世帯となっています。

一世帯あたりの親族人員をみると、年々減少傾向にあり、平成27年では2.49人となっています。

■一般世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯	3,182世帯 100.0%	3,056世帯 100.0%	2,985世帯 100.0%	2,878世帯 100.0%
単独世帯	610世帯 19.2%	631世帯 20.6%	712世帯 23.9%	859世帯 29.8%
核家族世帯	1,478世帯 46.4%	1,461世帯 47.8%	1,459世帯 48.9%	1,352世帯 47.0%
夫婦のみ世帯	786世帯 53.2%	752世帯 51.5%	742世帯 50.9%	664世帯 49.1%
夫婦と子からなる世帯	507世帯 34.3%	489世帯 33.5%	467世帯 32.0%	424世帯 31.4%
母子・父子からなる世帯	185世帯 12.5%	220世帯 15.1%	250世帯 17.1%	264世帯 19.5%
その他の親族世帯	1,090世帯 34.3%	958世帯 31.3%	800世帯 26.8%	658世帯 22.9%
非親族世帯	4世帯 0.1%	6世帯 0.2%	14世帯 0.5%	9世帯 0.3%
一世帯あたりの親族人員	3.07人	2.92人	2.70人	2.49人

資料：国勢調査

2. 子どもの状況

(1) 園児・児童・生徒

園児・児童・生徒数をみると、小学校児童、中学校生徒はともに減少を続けています。合計をみると、平成27年では478人となっています。

■園児・児童・生徒数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
合計	588人	548人	508人	487人	478人
保育園児	120人	108人	119人	120人	128人
幼稚園児	17人	15人	19人	12人	11人
小学校児童	269人	251人	219人	214人	207人
中学校生徒	182人	174人	151人	141人	132人

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）・福祉課（4月1日現在）

(2) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用者数をみると、中川根児童クラブ、本川根児童クラブともに増加傾向にあり、平成27年では47人となっています。

■放課後児童クラブ利用者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
合計	25人	27人	26人	35人	47人
中川根	16人	10人	11人	14人	18人
本川根	9人	17人	15人	21人	29人

資料：福祉課（各年24年4月1日現在）

(3) 地域子育て支援施設

地域子育て支援施設利用者数をみると、子どもの利用者数は増減を繰り返していますが、大人の利用者数は減少傾向にあります。

■地域子育て支援施設利用者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
子ども	3,524人	3,360人	2,825人	3,043人	2,903人
大人	2,579人	2,550人	2,325人	2,267人	2,018人
相談	28人	25人	32人	49人	52人

資料：福祉課（各年度末）

3. 高齢者の状況

(1) 高齢者世帯

高齢者世帯数をみると、65歳以上の高齢者のいる世帯はほぼ横ばいで推移しています。

■ 高齢者世帯数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総世帯	3,009世帯	2,979世帯	2,991世帯	2,964世帯	2,957世帯
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
65歳以上の 高齢者のいる世帯	2,229世帯	2,208世帯	2,210世帯	2,177世帯	2,256世帯
	74.1%	74.1%	73.9%	73.4%	76.3%
子らとの 同居世帯	1,224世帯	1,207世帯	1,181世帯	1,138世帯	1,144世帯
	54.9%	54.7%	53.4%	52.3%	50.7%
一人暮らし 世帯	467世帯	473世帯	501世帯	514世帯	576世帯
	21.0%	21.4%	22.7%	23.6%	25.5%
夫婦のみ世帯	488世帯	480世帯	474世帯	466世帯	472世帯
	21.9%	21.7%	21.4%	21.4%	20.9%
その他高齢者 のみ世帯	50世帯	48世帯	54世帯	59世帯	64世帯
	2.2%	2.2%	2.4%	2.7%	2.8%

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(2) 要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数をみると、年々増加傾向にあり、平成27年度では580人となっています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
合計	547人	555人	555人	582人	580人
要支援1	31人	43人	43人	62人	64人
要支援2	36人	38人	42人	32人	34人
要介護1	118人	120人	137人	143人	137人
要介護2	88人	95人	92人	84人	96人
要介護3	105人	99人	91人	96人	84人
要介護4	84人	84人	85人	91人	99人
要介護5	85人	76人	65人	74人	66人

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(3) いきいきクラブ

いきいきクラブの状況をみると、クラブ数は減少傾向にあり、平成27年では21クラブと
なっています。また、加入率も減少傾向にあり、平成27年では29.0%となっています。

■ いきいきクラブの状況の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
クラブ数	32クラブ	27クラブ	23クラブ	23クラブ	21クラブ
会員数	1,772人	1,623人	1,400人	1,334人	1,171人
60歳以上人口	4,191人	4,181人	4,144人	4,086人	4,043人
加入率	42.3%	38.8%	33.8%	32.6%	29.0%

資料：福祉課（各年4月1日現在）・住民基本台帳（各年3月31日現在）



4. 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人

身体障がいのある人の障がい別人数をみると、どの障がいもほぼ横ばいで推移しています。

■ 身体障がいのある人の障がい別人数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
視覚障害	22人	21人	21人	19人	17人
聴覚・平衡機能障害	24人	21人	22人	22人	23人
音声・言語・そしゃく機能障害	7人	7人	8人	7人	6人
肢体不自由	216人	208人	222人	209人	196人
内部障害	141人	141人	153人	147人	131人

資料：福祉課（各年度末現在）

(2) 知的障がいのある人

知的障がいのある人の程度別人数をみると、どの程度もほぼ横ばいで推移しています。

■ 知的障がいのある人の程度別人数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
重度	33人	34人	34人	30人	30人
軽度	27人	27人	28人	29人	29人

資料：福祉課（各年度末現在）

(3) 精神障がいのある人

精神障がいのある人の程度別人数をみると、どの程度もほぼ横ばいで推移しています。

■ 精神障がいのある人の程度別人数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1級（重度）	5人	6人	6人	4人	6人
2級（中度）	18人	19人	18人	19人	18人
3級（軽度）	4人	4人	3人	6人	3人

資料：福祉課（各年度末現在）

5. 外国人の状況

(1) 外国人登録

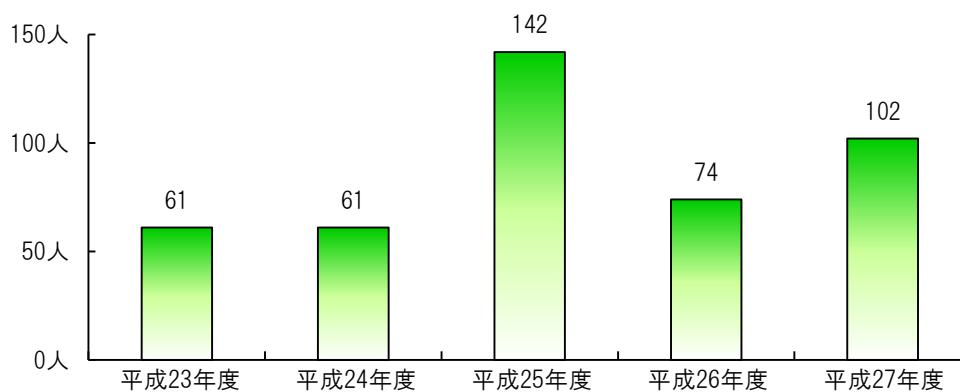
外国人登録者数をみると、平成27年度では中国が56人と最も多く、次いでフィリピンが19人、ブラジルが11人などとなっています。

■外国人登録者数の内訳の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ブラジル	5人	5人	6人	7人	11人
米国	1人	1人	3人	1人	1人
中国	53人	53人	111人	45人	56人
朝鮮又は韓国	2人	2人	3人	1人	2人
タイ	0人	0人	1人	1人	1人
フィリピン	0人	0人	13人	11人	19人
オーストラリア	0人	0人	1人	0人	0人
インド	0人	0人	1人	0人	0人
ベトナム	0人	0人	3人	3人	4人
アルゼンチン	0人	0人	0人	5人	5人
ボリビア	0人	0人	0人	0人	2人
ペルー	0人	0人	0人	0人	1人

資料：生活健康課（4月1日現在）

■外国人登録者数の推移



資料：生活健康課（4月1日現在）

6. その他支援の必要な人などの状況

(1) 生活保護

生活保護世帯人数をみると、被保護世帯、被保護者ともに横ばいで推移しています。

■生活保護世帯人数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
被保護世帯	17世帯	16世帯	17世帯	18世帯	15世帯
被保護者	18人	17人	19人	20人	17人

資料：福祉課（各年度末）

(2) 公営住宅

川根本町には6か所の公営住宅があります。

■公営住宅の状況

	建設年度	住居戸数	入居戸数	高齢者のみ世帯
高郷団地	平成2・3・4年	20戸	19戸	21.0%
野志本団地	昭和47年	12戸	3戸	100.0%
桑野山団地	平成2年	10戸	10戸	30.0%
大島A団地	平成5年	12戸	11戸	36.4%
大島B団地	平成6年	12戸	11戸	27.3%
新沢脇団地	平成17年	18戸	17戸	53.0%

資料：建設課（平成28年4月1日現在）

(3) 自殺者

自殺者数をみると、平成27年では4人となっています。

■自殺者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
自殺者	2人	1人	0人	1人	4人

資料：福祉課（各年12月31日現在）

7. 地域福祉活動の状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員をみると、平成27年では男性が11人、女性が26人となっています。

■ 民生委員・児童委員の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
民生委員・児童委員	38人	38人	38人	37人	37人
男性	25人	25人	25人	11人	11人
女性	13人	13人	13人	26人	26人
総世帯	3,009世帯	2,979世帯	2,991世帯	2,964世帯	2,957世帯
一人あたり担当世帯数	79.2世帯	78.4世帯	78.7世帯	80.1世帯	79.9世帯

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(2) ボランティア登録団体及び登録人員

ボランティア登録団体及び登録人員をみると、登録団体、登録人員ともに減少傾向にあり、平成27年では10団体、205人となっています。

■ ボランティア登録団体及び登録人員の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
登録団体	12団体	12団体	12団体	10団体	10団体
登録人員	266人	252人	256人	173人	205人

資料：川根本町ボランティア連絡会名簿（各年4月1日現在）

■ 分野別ボランティア登録団体の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
給食配食ボランティア	9団体	9団体	5団体	5団体	5団体
読み聞かせ	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
地域活動・福祉活動	2団体	2団体	6団体	4団体	4団体

資料：川根本町ボランティア連絡会名簿（各年4月1日現在）

第3章 地域福祉計画の基本理念と基本目標

1. 地域福祉計画の基本理念

地域福祉はだれもが住み慣れた地域で自立し、安心して生活を送るための根幹となるものです。これは第2次川根本町総合計画の健康・福祉分野で掲げられた目標である「安心して元気に暮らせるふるさと」を達成するために必要な考え方です。

第1次川根本町地域福祉計画からの継続性も踏まえ、本計画では以下を基本理念とします。

めくもりとふれあい だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり

2. 地域福祉計画の基本目標

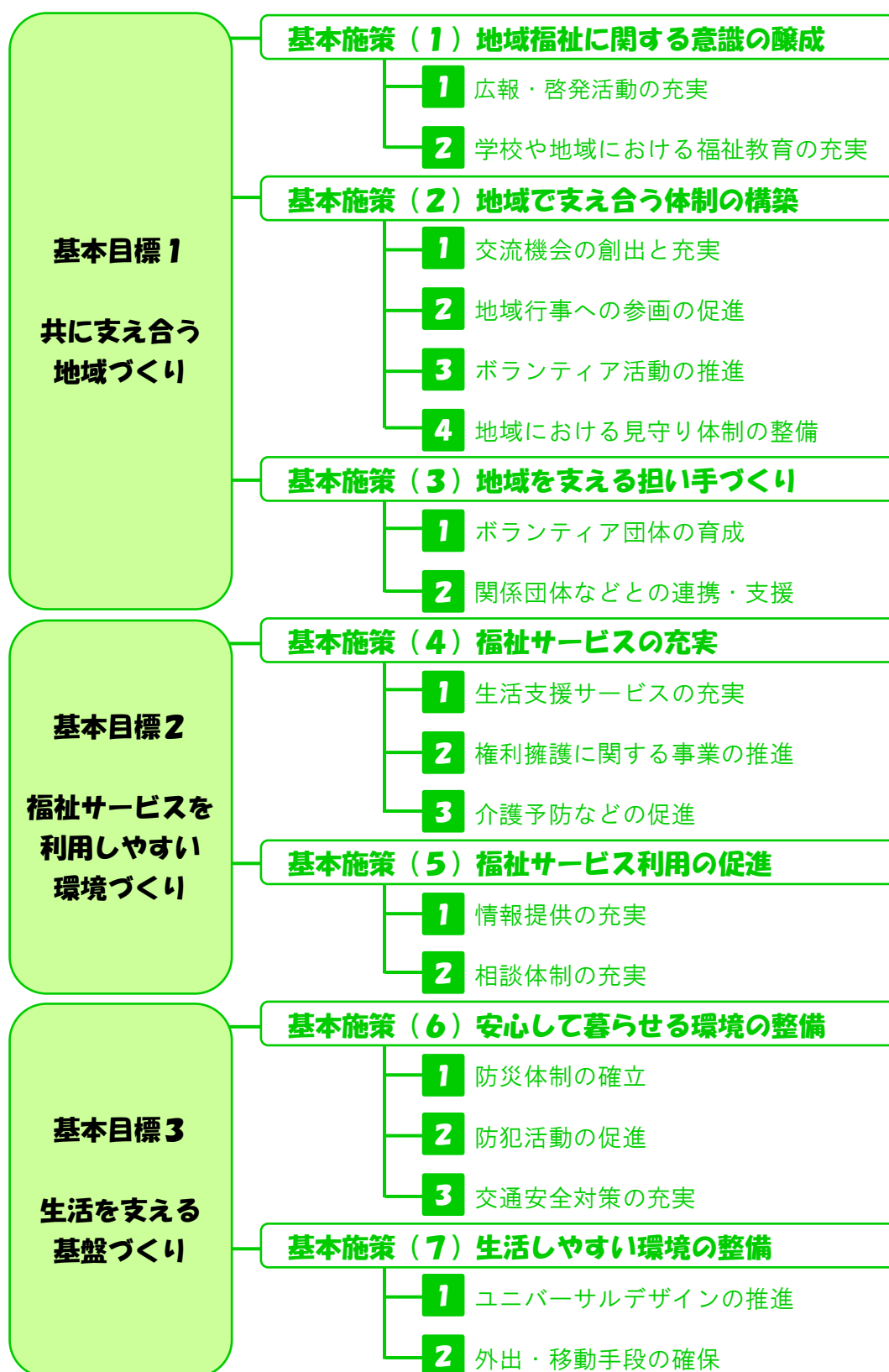
基本理念を実現させるための基本目標として、以下の3つを掲げます。

基本目標1：共に支え合う地域づくり

基本目標2：福祉サービスを利用しやすい環境づくり

基本目標3：生活を支える基盤づくり

3. 地域福祉計画の体系



第4章 地域福祉推進のための施策

基本目標 1：共に支え合う地域づくり

基本施策（1）地域福祉に関する意識の醸成

地域の住民が性別や年齢、国籍、障がいの有無などにかかわらず、お互いに理解・尊重し、助け合う地域の実現には、地域福祉に関する意識の醸成が必要です。

しかし、ライフスタイルの変化や少子高齢化などにより、地域におけるつながりが希薄化し、地域福祉に関する正しい知識を得られる場が少なくなっています。

広報・啓発活動の充実や学校や地域における福祉教育の充実などを通じて、地域福祉に関する意識の醸成に努めます。

1

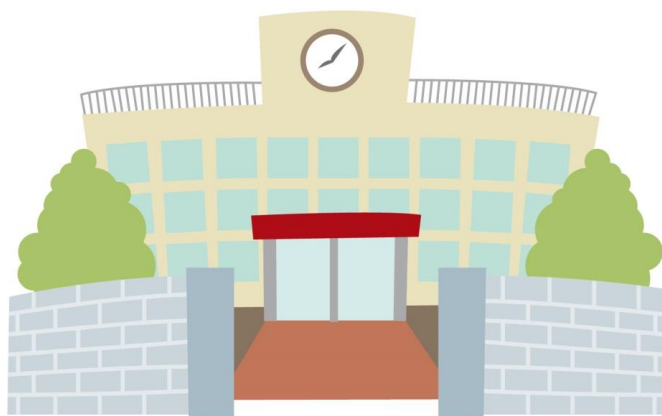
広報・啓発活動の充実

- ホームページや広報誌、かわねフォンなど様々な情報媒体を通じた地域福祉に関する広報・啓発活動を推進します。
- 地域福祉に関する正しい理解を深めるための講習会などを充実します。

2

学校や地域における福祉教育の充実

- 学校などの教育機関と連携して、人権教育や福祉体験学習などを実施します。
- 関係機関や自治会と連携し、地域福祉に関する講習会などを実施します。



基本施策（2）地域で支え合う体制の構築

地域福祉に関する正しい理解を深めるためには、地域行事への参画や地域住民とのふれあいが重要です。また、お互いに支え合う地域を実現するためには、地域におけるボランティア活動や見守り体制の整備が必要です。また、だれもが住み慣れた地域で生活していくためには、医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの構築も必要です。

しかし、ライフスタイルの変化や少子高齢化などにより、地域行事への参画や地域住民とのふれあいの機会は減少しているといえます。また、多様化する福祉ニーズに対応するボランティア数も減少傾向にあります。

交流機会の創出や見守り体制の整備などを通じて、地域で支え合う体制を構築します。

1

交流機会の創出と充実

- 学校教育において、教育委員会などと連携しながら様々な障がいの特性の理解をはじめとする福祉に関する体験学習を実施します。
- 公民館などの公共施設を利用し、だれもが気軽に集まり、交流できる環境を整備します。
- 世代や障がいの有無などにかかわらず、様々な人と交流することができるイベントなどを充実させます。
- 高齢者や障がいのある人など、孤立しやすい人たちが気軽に地域サロンなどに集える環境を整備します。
- デイサービスセンターや特別養護老人ホームなどの高齢者向け施設で、障がいのある人や子どもを受け入れて、共に過ごすなどのふじのくに型福祉サービスの実施を検討します。

2

地域行事への参画の促進

- 地域行事に関する情報をホームページや広報誌、かわねフォンなどの情報媒体を利用して発信するとともに、高齢者や障がいのある人の移動手段の確保も行います。
- 自治会などによる地域行事の開催を支援します。

3

ボランティア活動の推進

- 社会福祉協議会などの関係団体と連携しながら、ボランティア活動の意義や重要性を学ぶことができる機会の提供を図ります。
- ボランティア間の交流促進を行うことで、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 生活支援コーディネーターと連携し、住民主体のサービスの構築を図ります。

4

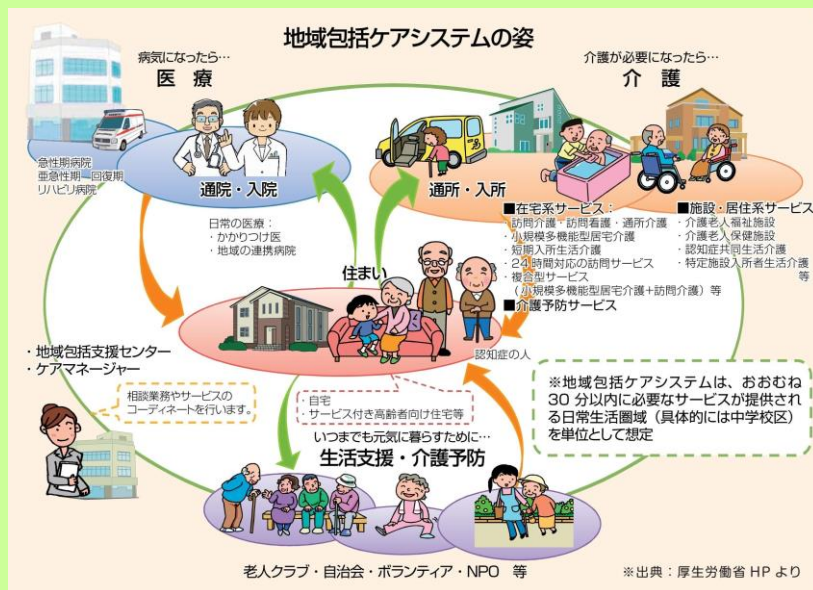
地域における見守り体制の整備

- だれもが住み慣れた地域で介護や医療、福祉サービスなどを受けられる地域包括ケアシステムを構築します。
- 普段から声かけを行うなどの地域での関わり合いの重要性を周知することを通じて、地域における見守り意識の向上を図ります。
- 新聞店やガス、電力会社などの事業所と連携し、高齢者を地域で見守る見守りネットワークシステムの拡充を図ります。
- 急病や事故等の緊急な事態に対応した緊急通報システムの設置を促進し、一人暮らし高齢者などの不安を軽減します。



■ 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される川根本町の特性に合った地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。



基本施策（3）地域を支える担い手づくり

地域福祉の実現には、ボランティアや社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員などの福祉を支える担い手の存在が必要不可欠です。様々な担い手が協力することで、これまで解決できなかった問題を解決することも可能となります。

しかし、人口減少が進み、福祉を支える担い手も減少しています。今後、福祉を支える担い手としてのボランティアの重要性がさらに高まっていくため、ボランティア活動を担う人材の確保や育成が必要です。

ボランティア団体の育成や関係団体などとの連携・支援などを通じて、地域を支える担い手づくりを推進します。

1

ボランティア団体の育成

- 地域課題の解決を行うボランティア団体の創設を支援します。
- ボランティア活動を担う人材の確保・育成に取り組みます。
- 社会福祉協議会などと連携しながらボランティア団体の活動の周知を行います。

2

関係団体などとの連携・支援

- 民生委員・児童委員や地域で活動する団体と連携し、地域福祉の推進を図ります。
- 農業協同組合や商工会などの地域に密着した団体や企業と連携し、福祉サービス分野での事業展開の可能性の検討やボランティア推進体制の構築を進めます。
- 社会福祉協議会との連携強化及び活動の支援を行います。

基本目標2：福祉サービスを利用しやすい環境づくり

基本施策（4）福祉サービスの充実

障がいの有無や生活困窮にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で自分らしく自立して生活できることが重要です。そのためには、福祉サービスを充実させ、支援していくことが必要となります。また、高齢者においては、自立した生活を可能にするために、要介護状態にならないような介護予防が重要となります。

しかし、福祉に対する住民のニーズは多様化しており、個に応じた対応が必要になってきています。

生活支援サービスの充実や権利擁護に関する事業の推進などを通じて、福祉サービスの充実を図ります。

1

生活支援サービスの充実

- 子育て世帯や高齢者、障がいのある人、生活困窮者などを対象とした生活支援サービスの内容を充実させるとともに、サービスの周知による利用促進を図ります。
- 民間活力の導入や地域における住民の自主的な活動による新たなサービスが活用できる環境を整備します。
- 介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにするレスパイトケアを充実させます。
- 庁内各課、教育機関、医療機関等との連携を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。
- 周辺市町や県と連携した広域的な支援体制を構築します。

2

権利擁護に関する事業の推進

- 住民の権利が守られ、地域で安心して自立的な生活が送れるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。
- 高齢者や障がいのある人などへの虐待を防止するために、虐待防止に関する啓発活動を実施します。

3

介護予防などの促進

- 地域サロン活動への補助やリーダー研修の充実などにより住民主体の介護予防活動を促進します。
- 元気な高齢者が生活支援サポーターとして活躍できる仕組みを構築することで、高齢者同士で支え合う体制を整備します。
- リハビリテーション専門職との連携について検討します。
- 認知症サポート医と地域包括支援センターによる認知症初期集中支援チームの立ち上げにより、認知初期段階における集中支援を行う体制を構築します。



基本施策（5）福祉サービス利用の促進

福祉サービスの充実を進めるだけでは十分とはいえません。住民に福祉サービスが認知されること、住民が福祉サービスを利用しやすい環境を整備することが重要です。

しかし、個人によって情報を入手する手段が多用化しており、ホームページや広報誌などの既存の情報伝達手段だけでは住民に情報が伝えきれなくなってきました。また、生活困窮に関する問題や自殺など、日常生活において住民が抱える問題は多岐にわたっており、深刻な問題に陥る前に適切に対応できるような相談体制の充実も必要となっています。情報提供の充実や相談体制の充実などを通じて、福祉サービス利用を促進します。

1

情報提供の充実

- ホームページや広報誌に加え、かわねフォンやSNSなどの様々な情報伝達媒体を活用し、必要な情報がすべての人にわかりやすく伝わる情報発信を行います。
- 相談窓口の充実やアンケート調査などを通じて、住民が必要としている情報の把握に努めます。

2

相談体制の充実

- プライバシーへの配慮などを行うことで、気軽に相談できる窓口の整備を行います。
- 複雑化・多様化する住民の課題に対応できるよう、保健師や保育士等の専門相談員及び専門職の配置を進めます。
- 庁内の課を越えた連携を強化し、ワンストップの窓口対応が可能な体制を整備します。

基本目標3：生活を支える基盤づくり

基本施策（6）安心して暮らせる環境の整備

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、事故や犯罪の少ない環境や、災害時でも安全に避難できる環境が重要となります。

振り込め詐欺などの高齢者や障がいのある人を狙った犯罪の増加により、住民の不安は増加しています。また、高齢者や障がいのある人は災害時に自力で避難することが困難なことから、避難行動要支援者に対する支援が重要になってきています。

防災体制の確立や防犯活動の促進などを通じて、安心して暮らせる環境を整備します。

1

防災体制の確立

- 声かけなどの地域でのつながりの重要性の周知により、地域における防災体制を整備します。
- 自主防災組織や地域の福祉施設などと連携し、防災訓練に関する情報提供を行い、地域の防災訓練への参加を促進します。
- 避難行動要支援者名簿を整備するとともに、警察、消防、自主防災組織などとの情報共有を図ります。
- 高齢者や障がいのある人に配慮した福祉避難所の設置を促進するとともに、福祉避難所の設備を整えます。
- 社会福祉協議会と連携し、専門知識を備えた災害ボランティアコーディネーターを養成します。

2

防犯活動の促進

- 振り込め詐欺や消費者被害にあわないよう、警察などの関係機関と連携し、情報収集及び情報提供に努めます。
- 自治会などと連携した防犯パトロールや防犯灯設置を支援します。

3

交通安全対策の充実

- 交通安全教室などの各種講習会の開催や交通安全運動を通じて、地域の交通安全意識を高めます。
- 高齢者や子どもなどが安心して通行できるよう、道路環境の整備に努めます。
- 高齢者ドライバーに対して、安全運転や免許返納の啓発を行います。

基本施策（7）生活しやすい環境の整備

だれもが利用しやすい公共施設を整備することや、外出・移動がしやすい環境を整備することは、だれもが生活しやすい環境の整備へとつながります。

高齢者や障がいのある人、妊婦、幼児などだれもが暮らしやすいユニバーサルデザインによる施設整備、施設管理が求められているなか、ユニバーサルデザイン化が十分とはいえない状況にあります。また、高齢者や障がいのある人、妊婦などの車の運転が困難な人にとっては、外出・移動手段の確保は大きな問題となっています。

ユニバーサルデザインの推進や外出・移動手段の確保などを通じて、生活しやすい環境の整備を行います。

1

ユニバーサルデザインの推進

- 公共施設のユニバーサルデザイン化を進め、だれもが利用しやすい施設整備を進めます。
- 民間事業所に対してユニバーサルデザインの考え方の周知を行い、民間施設のユニバーサルデザイン化を促進します。

2

外出・移動手段の確保

- デマンドタクシーや町営バス、外出支援サービスについて周知を行うことで、利用促進を図ります。
- 住民の外出・移動手段に関するニーズの収集に努め、住民の意向に合わせた町営バスなどの運行を検討します。



第5章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制

計画の推進にあたっては、各担当課の専門性を活かしながらも、関係課との連携を強化し、課を横断した体制を構築することで、計画を推進していきます。

(2) 住民の参画による推進

地域福祉の実現には、行政だけでなく、地域住民や地域を構成する様々な関係団体の参画が必要となります。自助・互助・共助・公助の考え方にに基づき、様々な主体が地域福祉の実現に向けて参画できる環境を整えながら計画を推進していきます。

(3) 県などとの連携

町単独で解決できない問題や広域的な対応が必要な問題については、県や近隣市町と連携し、計画を推進していきます。

2. 計画の点検・評価

計画の点検・評価にあたっては、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。また、川根本町社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」との調整を図ります。

1. 川根本町保健、福祉サービス推進協議会 本部会 委員名簿

氏名	職名	備考
太田 侑孝	川根本町議会議長	
中澤 莊也	川根本町議会副議長	
小林 慎介	歯科医師	
小長井 清	静岡県中部健康福祉センター	
中原 正弘	保健事業部会会長	
直里 哲次	保健事業部会副部会長	
久野 孝史	高齢者福祉・介護保険部会会長	会長
杉山 嘉英	高齢者福祉・介護保険部会副部会長	
松下 昌平	障がい者福祉部会会長	
松下 君江	障がい者福祉部会副部会長	
鳥居 進	児童福祉部会会長	
松下 文代	児童福祉部会副部会長	副会長

(順不同・敬称略)

2. 川根本町保健、福祉サービス推進協議会 委員名簿

■ 保健事業部会

氏名	職名	備考
古川 五百子	中部健康福祉センター健康増進課長	
直里 哲次	川根本町区長連絡会 監事	副会長
前澤 仁子	川根本町保健委員 代表	
森下 升美	川根本町健康づくり食生活推進協議会 会長	
中村 裕平	川根本町民生委員児童委員協議会 会長	
中原 正弘	川根本町スポーツ推進委員会 委員長	会長
太田 稔人	川根本町商工会 事務局長	
藤中 仁	川根本町いきいきクラブ 会長	
田畑 泰代	町内歯科衛生士	
大村 朱美	学校養護教諭（本川根中学校）	
松井 佐織	川根本町子育て支援施設	
竹野 克彦	川根本町教育委員会 本川根B & G海洋センター	

（順不同・敬称略）

■ 高齢者福祉・介護保険部会

氏名	職名	備考
倉田 矩正	医師	
渡邊 克也	歯科医師	
杉山 嘉英	区長会連絡会長	副会長
下嶋 俊孝	民生委員・児童委員	
松岡 政臣	介護支援専門員	
加藤 真澄	介護支援専門員	
芹澤 通江	人権擁護委員	
藤中 仁	いきいきクラブ連合会会長	
大村 敏正	町社会福祉協議会事務局長	
澤本 英季	特別養護老人ホームあかいしの郷施設長	
伊藤 くみ子	デイサービス かわね 代表	
久野 孝史	知識経験者	会長

（順不同・敬称略）

■障がい福祉部会

氏名	職名	備考
落合 崇志	民生委員・児童委員（障害児者福祉部会部会長）	
澤本 文男	民生委員・児童委員（障害児者福祉部会副部会長）	
長島 吉次	身体障害者福祉会役員	
松下 昌平	手をつなぐ育成会役員	会長
曾我 英幸	町内施設サービス管理責任者	
加藤 史崇	町社会福祉協議会主任	
植野 泰子	知識経験者（社会福祉法人牧之原やまばと学園）	
菅原 小夜子	知識経験者（特定非営利活動法人こころ職員）	
櫻井 郁也	知識経験者（駿遠学園職員）	
松下 君江	知識経験者	副会長

（順不同・敬称略）

■児童福祉部会

氏名	職名	備考
井澤 史子	民生委員・主任児童委員	
八木 朝子	民生委員・主任児童委員	
駒井 宗子	町内保育園園長代表	
松下 文代	さゆり幼稚園長	副会長
渡邊 朗由	町内小中学校長代表	
鳥居 進	知識経験者（教育委員）	会長
山下 麻耶	知識経験者（放課後児童クラブ）	
松井 佐織	知識経験者（子育て支援施設職員）	
芹澤 あやみ	知識経験者（ママ宅）	

（順不同・敬称略）

3. 用語解説

SNS

ソーシャル・ネット・ワーキング・サービスのこと。インターネット上で社会的ネットワーク（個人と個人のつながり）の構築ができるサービス。

コミュニティビジネス

ソーシャルビジネスの中でも、特に地域における課題解決に取り組むことを指す。地域の商店街の活性化等の一定の地域と結びつきが強い課題に取り組むことを指す。

災害ボランティアコーディネーター

被災者のニーズの把握やボランティアの受け付け等を行う、災害時に被災者とボランティアをつなぐ役割を果たす専門員。

自主防災組織

災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の自主組織。

社会福祉協議会

社会福祉法109条で「地域福祉を推進する団体」と位置づけられた、自主性と公共性を持つ民間の福祉団体。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって、判断能力が十分でなく、自らの権利を守ることができない人を保護・支援する制度。

避難行動要支援者名簿

高齢者、障がい者、妊婦、子どもなど、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難する事が困難であり、迅速な避難のために特に支援を要する人を記載した名簿。

デマンドタクシー

決められた時間に決められたルートを走る「路線バス」と異なり、時間や乗車場所、目的地を利用者が指定し、それに応じて運行する乗り物（タクシー）。

福祉避難所

高齢者や障がい者、乳幼児など、指定避難所での避難生活が難しい方に配慮した避難所のこと。

ユニバーサルデザイン

できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。

レスパイトケア

介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるよう支援すること。

第3次川根本町地域福祉計画（案）

平成29年3月

川根本町福祉課